

佐賀県公報

年 19 平成 6 月 20 日(水曜日) 第 12919 号

田 次

(◎昌が 县例規集に登載するもの)

公 批

○開発行為に関する工事の状況

○土地改良区役員の就選仕様

選舉管理委員会事項

○不在者投票のための施設の指定の一覧表

公放委員会事項

○競銃及び拳銃の取扱いに関する講習会の開催

公 批

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年6月20日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西松浦郡有田町上本字保立乙3176番1、3193番2、3193番3、3194番、

3195番1、3197番1、3197番3及び3198番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市住之江区北加賀屋4丁目7番6号

赤尾鋼材株式会社 代表取締役 赤尾暁弥

○ 選舉管理委員会事項

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東春振村

土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月20日

○佐賀県選舉管理委員会批査書

不在者投票のための施設の指定(昭和十八年佐賀県選舉管委員会批査書)

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退年月日
理 事	直塚 功	神埼郡吉野ヶ里町石動912番地の1	平成19年4月15日退任
"	大隈 清秋	" " " 1587番地	"
"	野中 博文	" " " 三津808番地	"
"	古川 博之	" " " 大曲4147番地2	"
"	北村 直	" " " 1854番地	"
"	中村 英記	" " " 2727番地	"
"	中島 武俊	" " " 1454番地	"
(批査長・担当)	多良 正裕	" " " 松隈65番地	"
"	伊東 邦弘	" " " 三津2255番地	"
"	理 事 上瀧 高範	" " " 石動728番地1	平成19年4月16日就任
"	監 事 迎 貞生	" " " 1587番地	"
"	監 事 伊東 邦弘	" " " 大曲4147番地2	"
"	理 事 大隈 清秋	" " " 三津868番地	"
"	監 事 古川 博之	" " " 1823番地	"
"	監 事 北村 一成	" " " 2756番地	"
"	監 事 柿本 利憲	" " " 1484番地	"
"	監 事 高尾 重信	" " " 箱川1429番地	"
"	監 事 江頭 正則	" " " 石動3364番地8	"
"	監 事 佐藤 勝行	" " " 大曲1932番地2	"
"	監 事 小林 宏	" " " 大曲1932番地2	"

○ 選舉管理委員会事項

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東春振村

土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月20日

○佐賀県選舉管理委員会批査書

不在者投票のための施設の指定(昭和十八年佐賀県選舉管委員会批査書)

十七号) の一部を次のよつに改正す。

平成十九年六月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中

「医療法人好古堂すむのやい萬
尾病院」

鳥栖市高田町111〇-1

を

「医療法人好古堂すむのやい萬
尾病院」

鳥栖市高田町111〇-1

に改め。

医療法人社団如水会今村病院

鳥栖市轟木町1五1三番地六

二 老人ホームの表中

「玄海町特別養護老人ホーム玄
海園」

東松浦郡玄海町大字新田1八〇九
番地一四

を

「特別養護老人ホーム玄海園」

東松浦郡玄海町大字平尾四111番
地八

に改め。

三 身体障害者支援施設の表中

「社会福祉法人長興会身体障害
者療護施設長光園」

佐賀市兵庫南1一丁目1六番1九号

を

「社会福祉法人長興会長光園障
害者支援センター」

佐賀市兵庫南1一丁目1六番1九号

に改め。

○ 公文類頒布欄

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、
獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成19年6月20日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成19年7月19日（木曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成19年9月21日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	"

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成19年7月10日（火曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成19年8月3日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成19年9月14日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、獵銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、獵銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内

に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課（電話代表0952-24-1111 内線3173）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

申購
込読
料先

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月二十日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷